

岐阜県エコツアーリズム促進事業（団体等支援）実施要領

[平成24年3月23日 清流第780号]
改正 平成26年2月 4日 自然第637号
改正 平成26年3月24日 自然第734号
改正 平成26年5月30日 自然第199号

第1 趣旨

本事業は、岐阜県の豊かな自然を活かしてエコツアーを実施する団体等の商業的自立を促し、県内に広く普及・定着を図ることを目的とし、事業の実施については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領で定めるところによる。

第2 対象事業

1 補助対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) エコツアーリズム推進体制やネットワークの整備・強化
- (2) エコツアーリズムに活用する地域資源の調査及び資源活用の検討
- (3) エコツアーを実施するための地域資源等の整備（歩道、案内板等の設置又は備品の購入）
- (4) エコツアーのガイダンス及びプログラムの作成
- (5) エコツアーの企画
- (6) エコツアーガイド等の育成
- (7) エコツアーリズムを推進するためのパンフレット、ホームページ等の作成

2 前項第3号の事業については、他の補助対象事業と併せて実施するものとし、購入できる備品はエコツアーに直接使用する用具に限るものとする。

第3 補助対象経費

要綱別表第1の経費の内訳及び補助金の額の欄に定める「岐阜県エコツアーリズム促進事業（団体等支援）実施要領に定めるもの」は、別表1のとおりとする。

第4 事業主体

要綱別表第1の補助事業者の欄に定める「市町村、団体等」は、次のとおりとする。

- (1) 岐阜県内の市町村
- (2) 岐阜県内に本社又は本店、活動拠点を有している法人（法人格を有すること。会社法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動法人等法人格は問わない。）
- (3) 岐阜県内に主たる活動拠点を置く団体であって、規則等を有し、次の要件をすべて具備しているもの。
 - ① 自主的、組織的な活動で事業を完遂できること。
 - ② 補助金の使途に係る条件遵守が確実であること。

第5 事業の募集

- 1 本事業は、公募により実施する。
- 2 知事は「岐阜県エコツアーリズム促進事業（団体等支援）募集要項」を定め、これを公表する。

第6 事業採択の決定

- 1 応募のあった事業提案内容を審査するため、審査会を設置する。
- 2 知事は、審査会による審査を経て事業採択の決定を行い、その結果をすべての申請者に第1号様式により通知する。

第7 補助金の交付申請及び交付決定

- 1 補助金の交付申請は、要綱第4条の規定により行う。
- 2 要綱別表第1の交付申請書添付書類の欄に定める「岐阜県エコツーリズム促進事業（団体等支援）実施要領に定める書類」は、次のとおりとする。
 - (1) エコツーリズム促進事業（団体等支援）計画書（第2号様式）
 - (2) 市町村以外の団体等にあつては、団体等の概要（第3号様式）
 - (3) 市町村以外の団体等にあつては、定款、規約等の写し
- 3 交付申請の時期は、別に定めるものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による補助金交付申請書の内容を確認し、補助金の交付を決定したときは、第4号様式により通知する。

第8 事業の着手

事業の着手は、原則として第7第4項の交付決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（第5号様式）を知事に提出するものとする。

第9 事業計画の変更等

補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた後に、規則第6条第1号から第3号までの知事の承認を受けようとするときは、要綱第5条第4項に規定する承認申請書（要綱別記第3号様式）に次の書類を添付し、知事に提出するものとする。

- (1) 事業計画を変更する場合は、補助金交付申請書の添付書類のうち当該変更にかかるもの
 - (2) 補助金交付決定通知書の写し
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 要綱別表第2の事業の内容の変更欄に掲げる「岐阜県エコツーリズム促進事業（団体等支援）実施要領に定める変更」は、次のとおりとする。
 - (1) 交付決定を受けた事業の実施内容の変更（補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更を除く。）
 - (2) 補助金の額の増額変更
 - 3 知事は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、申請者に通知（第6号様式）する。

第10 補助金の変更交付申請

- 1 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた後に、補助金の額に変更（要綱第5条第3項に定めるものを除く。）が生じたときは、補助金変更交付申請書（第7号様式）に次の書類を添付し、知事に申請しなければならない。
 - (1) 補助金交付申請書の添付書類のうち、当該変更にかかるもの
 - (2) 補助金交付決定通知書の写し
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金変更交付決定通知書（第8号様式）により通知する。

第11 市町村との連携

事業の実施においては、主な活動場所など、関係する市町村との連携を図るものとする。

第12 実績報告等

- 1 実績報告は、要綱第8条の規定により行う。
- 2 要綱別表第1の実績報告書添付書類の欄に定める「岐阜県エコツーリズム促進事業（団体等支援）実施要領に定める書類」は、次のとおりとする。
 - (1) エコツーリズム促進事業（団体等支援）実施報告書（第9号様式）
 - (2) 当事業で購入した備品（補助対象経費で購入したものに限る。）がある場合は備品台帳（第10号様式）
- 3 知事は、第1項の規定による事業実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定したときは、第11号様式

式により通知する。

第13 補助金の交付

- 1 補助金の交付は、要綱第9条の規定により行う。
- 2 補助事業者は、概算払による補助金の交付を受けることができるものとし、その額は、交付決定を受けた補助金の額（変更交付決定を受けた場合は、その額）の40パーセントに相当する額（千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）以内とする。

第14 活動報告

- 1 補助を受けた市町村、団体等は、補助金の交付を受けた翌年から5年間、エコツーリズムに係る当該年の取り組みの状況を記載した活動報告書（第12号様式）を知事に提出するものとする。
- 2 活動報告書の提出期限は、各事業年度が終了した日から60日以内とする。

附 則（平成24年3月23日 清流第780号）

この要領は、平成24年度予算に係るものから適用する。

附 則（平成26年2月4日 自然第637号）

この要領は、平成26年度予算に係るものから適用する。

附 則（平成26年3月24日 自然第734号）

この要領は、平成26年度予算に係るものから適用する。

附 則（平成26年5月30日 自然第199号）

この要領は、平成26年度予算に係るものから適用する。

別表1

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
エコツアー推進体制及びネットワークの整備・強化	謝金、旅費、消耗品費、会議費(会議用茶代)、印刷製本費、役務費、使用料(会議室賃料)	1市町村・団体等あたり10分の10以内の額とし、上限を1,500千円とする。 ただし、補助対象事業のうち「エコツアーを実施するための地域資源等の整備(歩道、案内板等の設置又は備品の購入)」については、補助金総額の3分の2以内とする。
エコツアーに活用する地域資源の調査及び資源活用の検討	謝金、旅費、消耗品費、会議費(会議用茶代)、印刷製本費、役務費、使用料(会議室賃料)	
エコツアーを実施するための地域資源等の整備(歩道、案内板等の設置又は備品の購入)	消耗品費、役務費(案内板等の作成)、工事請負費、原材料費、備品購入費(エコツアーに直接使用する用具の購入に限る。)	
エコツアーのガイドンス及びプログラムの作成	謝金、旅費、消耗品費、会議費(会議用茶代)、印刷製本費、役務費、使用料(会議室賃料)	
エコツアーの企画	謝金、旅費、消耗品費、会議費(会議用茶代)、印刷製本費、役務費、使用料(会議室賃料)	
エコツアーガイド等の育成	謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、負担金(受講料)	
エコツアーを推進するためのパンフレット、ホームページ等の作成	消耗品費、印刷製本費、役務費、委託料	

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

年度エコツーリズム促進事業（団体等支援）公募結果通知書

先に応募のあった標記事業の公募については、厳正なる選考の結果、下記のとおりとなりましたので、「岐阜県エコツーリズム促進事業（団体等支援）実施要領」第6の2に基づき、通知します。

記

応募のあった事業内容	結果	補助金の額（千円）
	採択・不採択	〔うち、エコツアーを実施するための地域資源等の整備にかかる額〕 千円

※ 採択の場合は、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱第4条に基づき、年 月 日までに交付申請してください。

エコツアーリズム促進事業（団体等支援）計画書

1 事業実施地域

--

2 エコツアーリズムに関するこれまでの実績、取り組み状況

--

3 事業実施地域のエコツアーリズムに関する現状と課題

--

4 年度のエコツアーリズムに関する事業実施目標及び計画

--

※ 事業実施目標については、できるだけ数値化した指標とすること。

5 補助対象事業実施内訳・事業費積算

補助対象事業費合計	円
-----------	---

(補助対象事業：)

実施内容	経費支出科目	積算内訳	事業費 (円)
小	計		

(補助対象事業：)

実施内容	経費支出科目	積算内訳	事業費 (円)
小	計		

※複数の事業を実施する場合には、適宜表を追加すること。

6 事業実施により期待される効果

7 関係市町村や地域住民との連携方法

8 次年度以降のエコツアーリズム推進にかかる事業計画

実施団体の概要

(ふりがな)		
団体名		
代表者氏名		
主たる事務所の所在地		(〒)
設立年月		年 月 日
沿革		
実施体制		
活動実績		
担当連絡先	氏名	
	電話	
	FAX	
	e-mail	

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

年度清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付決定通知書
(エコツーリズム促進事業関係分)

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金
については、岐阜県補助金等交付規則第5条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、
同規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付対象となる事業は、交付申請書記載のとおりとする。
- 2 交付対象経費及び交付決定額は、以下のとおりとする。

交付対象経費	金	円
交付決定額	金	円
	(うち、エコツアーを実施するための地域資源等の整備にかかる額 円)	

- 3 事業を行うものは、岐阜県補助金等交付規則、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱、岐阜県エコツーリズム促進事業（団体等支援）実施要領に従わなければならない。

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
団体名
代表者 氏 名 印

交付決定前着手届

年 月 日付け 第 号で申請した清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金（エコツーリズム促進事業関係分）にかかる事業の施行については、下記のとおり、交付決定より前に事業に着手したいので、届出ます。

記

- 1 交付決定前に着手しようとする事業の内容
- 2 着手年月日
- 3 交付決定前に着手する理由

様

岐阜県知事

印

年度清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金計画変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった下記事業に係る計画の変更（中止・廃止）について、エコツーリズム促進事業(団体等支援)実施要領第9第2項の規定に基づき、承認します。

記

1 事業名 エコツーリズム促進事業

2 対象事業名

様

岐阜県知事

印

年度清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金変更交付申請書
(エコツーリズム促進事業関係分)

年 月 日付け第 号で交付決定のあった標記補助金について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名 エコツーリズム促進事業

2 変更理由

3 変更交付申請額

(1) 前回決定内容

対象経費 円

交付申請額 円

(うち、エコツアーを実施するための地域資源等の整備にかかる額 円)

(2) 今回申請内容

対象経費 円

交付申請額 円

(うち、エコツアーを実施するための地域資源等の整備にかかる額 円)

4 添付書類

(1) 補助金交付申請書の添付書類のうち、今回の変更にかかるもの

(2) 補助金交付決定書の写し

(3) その他知事が必要と認める書類

様

岐阜県知事

印

年度 清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金変更交付決定通知書
(エコツーリズム促進事業関係分)

年 月 日付け第 号で申請のあった標記補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第5条第1項の規定により、下記のとおり決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の変更交付の対象となる事業は、年 月 日付け第 号で申請のあった事業とし、その変更内容は、申請書に記載のとおりとする。
- 2 交付対象経費及び交付決定額は、以下のとおりとする。

交付対象経費	金	円	（変更前の経費	円）
交付決定額	金	円	（変更前の額	円）
			（うち、エコツアーを実施するための地域資源等の整備にかかる額	円）

- 3 事業を行うものは、岐阜県補助金等交付規則、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱、岐阜県エコツーリズム促進事業（団体等支援）実施要領に従わなければならない。

エコツアーリズム促進事業(団体等支援)実施報告書

1 事業実施概要

--

2 補助対象事業実施内訳・事業費積算

補助対象事業費合計	円
-----------	---

(補助対象事業：)

実施内容	経費支出科目	積算内訳	事業費 (円)
小 計			

(補助対象事業：)

実施内容	経費支出科目	積算内訳	事業費 (円)
小 計			

※複数の事業を実施する場合には、適宜表を追加すること。

(添付資料)

- (1) 補助金交付対象経費にかかる領収書等の写し
- (2) パンフレット等の成果品
- (3) 事業の実施状況を示す写真
- (4) その他参考資料

エコツアーリズム促進事業 備品台帳

団体等名
管理責任者

印

整理番号	取得年月日	名称	数量	取得金額	保管場所

購入単価5万円以上の備品について記載すること。

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金の額の確定について
(エコツーリズム促進事業関係分)

年 月 日付 第 号で交付決定した清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金については、岐阜県補助金等交付規則第14条の規定により、交付額を下記のとおり確定したので通知します。

記

1 事業名

2 補助金額 金 円

岐阜県知事 様

住 所
団体名
代表者 氏 名 印

エコツーリズム促進事業（団体等支援）にかかる活動報告書

岐阜県エコツーリズム促進事業(団体等支援)実施要領第12の1の規定により、エコツーリズムにかかる年度の取り組み状況を下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付を受けた年度 年度

2 補助金の交付を受けた事業の概要

3 年度取り組み状況（内容・成果等）

注) 成果を示す資料があれば添付してください。